

【論文】

夫婦間暴力の被害者 フランスの経験¹

フランソワ・デュー

警察学研究センター (CERP) 所長

トゥールーズ第一キャピトル大学 (フランス) 教授

はじめに

「治安悪化」が課題としてパブリック・アジェンダに記載された主な要因は、公共の場で繰り返されるデモ等によって日常生活にかけられた圧力だと言えよう。しかしながら、弱者（配偶者・子供・高齢者・障がい者）に対する暴力と不安全が発生している主たる場合は、家族や近親者が集まる家庭である。こうした暴力は表に出ないことが多い（被害者が羞恥心や罪悪感を覚えることがあるため）ばかりか、身体面のみならず精神面にも重大な結果を引き起こすことがある（殺人や自殺に至ることもある）。しばしば家庭は、個人の来歴や不安定な生活やそれらの影響（アルコール依存症や薬物依存症）によって誘発されたが社会では表現されない暴力的欲動の受け皿になっている。そうした家庭内暴力は、親しい間柄の人たちの間で、社会的なコントロールや制裁が及ばない状況でおこなわれており、事態の把握（内容・件数）と公的対策の実施という点において深刻な問題となっている。

フランスにおいては、2007年から2014年にかけて「生活環境と安全」という犯罪被害年次調査が国立統計経済研究所 (INSSE) / 犯罪と刑事司法対応観察機構 (ONDRP) によって実施されたが、それによれば、2012-2013年に身体的暴力や性的暴力を1回以上受けたと答えた人（18~75歳）の割合は、男性で4.2%、女性で4.8%に達している。また、家庭内暴力の被害者の80%以上が警察に通報していない。被害届の提出率は、性的暴力で2%未満、暴力の痕跡が確認できる身体的暴力で20%程度である。

性的暴力に関しては、フランス国立人口統計学研究所 (INED) が18歳から69歳までの10403人を対象に実施した「フランス性生活状況調査」(2006年)によると、女性の6.8%、男性の1.5%が1回以上強姦の被害（主に成人前・家庭内）にあっている。従って、フランスでは毎年5万から12万の成人女性が強姦されていることになる。加害者が家族であろうが配偶者であろうが近親者であろうが見知らぬ個人や集団であろうが、強姦は、ごく一部しか告発されていない「性差がある」犯罪である。被害女性の46%が被害を他言したことすらない。警察に通報された強姦事件（強姦事件のごく一部（10%未満）に過ぎない）の数は、2010年（10762件）から2014年（12768件）にかけて18%増えた。約40分に1件の強姦の通報があることになる。この増加が、通報する被害者の割合の増加によるものであることを願いたい。

20数年前から、フランスの刑事司法制度は被害者に（再び）目を向けるようになった（理論と実際の間にはまだ差があるが）。最初は補償の面である。被害者学研究では、犯罪被害による身体的及び社会的影響に照らして被害者に支援・ア

1) 本稿は、2015年9月16日に社会安全・警察学研究所で開催された、研究会での読み上げ原稿を翻訳したものである。本稿では「夫婦間暴力」[原語：violence(s) conjugale(s)]という訳語を当てている。しかし、夫婦間だけに限定されず、事実婚、同性婚、内縁関係、恋人関係を含む、つまり親密圏におけるパートナーの相手方から受ける暴力という範囲をカバーしている。

ドバイス・援助をおこなう制度の導入によって物理的枠組を超えていく必要性が指摘されている。

こうした前進にもかかわらず、被害者の権利については不完全なままである。被害者の要望に対する別の形の回答が民間セキュリティ市場（セキュリティサービス・保険）によってもたらされているが、この「隠された民営化」は、個人の支払能力が前提の「儲けの論理」に従うものであるため、不平等を更に拡大させる恐れがある。歴史的に見ると、被害者の個人（私）の利益と対照をなす集団（公）の利益を体現する国が前面に出て、被害者の利益は忘れ去られた。社会は、復讐の精神を粗野だとみなして退け、被害者を少なからず意図的に用心するようになった。それでも、大学の研究や警察組織や刑事司法システムにおいては今でも犯罪に焦点が合わされる傾向があるとはいえ、「体感治安不安」や「状況的犯罪予防」といった概念によって徐々に被害者が前面に出されるようになった。

フランスでは現在、①社会保険・犯罪被害者補償委員会・保険会社・被害者相談医・社会福祉機関・NPO法人による支援、②司法支援（訴訟費用免除・裁判支援・刑事調停）、③被害者支援団体（司法省から助成金を受けている約200団体（その殆どが全国被害者支援調停協会に加盟している）による精神医療支援、の3つのタイプの被害者支援がおこなわれている。なお、全国被害者支援調停協会（INAVEM）は、受入施設760か所・警察署常駐スタッフ150名・現場対応スタッフ約1500名を有している。つまり、刑事司法システムにおける被害者の扱いは大きく改善されなければならない状況にある。その進むべき方向は、司法的・物的・精神的・社会的な側面から被害者の回復を支援することであり、社会性回復の観点から加害者を刑事的に罰することである。深刻な犯罪（特に家庭内暴力）の場合には、身体的もしくは精神的な障害（被害後急性期障害・慢性障害・象徴的排除・心的外傷性神経症・急性ストレス・心的外傷後ストレス（死と隣り合わせになった場合など））が出る可能性がある。こうした障害は、きちんとケアされない場合、身体的な障害を引き起こすだけでなく、被害者の生活に混乱（家族の不安定化、職場不適応、人間関係の緊迫化、経済的困難など）をもたらす。従って、被害者支援は包括的なものでなければならない。

本稿の目的は、フランスの経験を通じて、「家庭内暴力の被害者」の特別なカテゴリーである「夫婦間暴力の被害者」がおかれている状況について議論することにある。「夫婦間暴力」よりも穏やかな概念を含む「暴力を受けた女性」が置かれている状況は常に激しい議論と論争の対象であり、医師や研究者たちがその規模・形態・原因を特定するべく定期的に議論をしているが、この分野の研究調査とそれによって呼び起こされる議論は反比例している。実際、この分野の研究調査は、「フランスにおける女性に対する暴力に関する全国調査（ENVEFF）」を除き、全て断片的なものであり、裁判所が下した判決についてしか触れていないことが多い。

1 夫婦間暴力の実情と被害者

1) 被害調査による実情

夫婦間暴力には、精神的暴力（モラルハラスメント・暴言・脅迫）・身体的暴力・性的暴力がある。カップルだからといって、相手方に対する性行為の強制は正当化されない（パートナーから強姦された旨の被害届は2011年に906件あった）。被害者と加害者の関係は、「配偶者」「同居者」「連帯市民協約（PACS）パートナー²」のいずれかである。離婚後や別居後、連帯市民協約の解消後でも処罰対象となる。

2) 民法典に定める正式な婚姻手続きを経ずに、異性、同性カップルを問わず一定の条件を満たした事実婚カップルに正式婚と同等の法的権利を付与する制度。

フランスでは、20歳以上の女性の10人に1人が夫婦間暴力の被害者だと思われる。「フランスにおける女性に対する暴力に関する全国調査」によれば、パートナーがいる20～59歳の女性6970人のうち9.4%が過去12か月の間に夫婦間暴力を経験している（2.7%が「夫婦間地獄」を経験）。2012年には174人（女性148人・男性26人）が配偶者によって殺されている。2日毎に女性が1人殺されている計算になる。2011年にカップル間で起きた女性に対する「非致死」の暴力は53868件であった（被害者が男性だったのは8538件）。これ以外にも、警察署に提出された「記録書」に記載されている夫婦間もしくは同棲者間のトラブルが108500件ある。

数年前の実地調査によって、タルヌ県³のアルビ大審裁判所とカストル大審裁判所の管轄区域で発生した夫婦間暴力の刑事司法手続の分析がおこなわれた。同調査は、2005年と2006年の2年間の刑事司法手続を精査したものである（『*Justice et femme battue. Enquête sur le traitement judiciaire des violences conjugales*』、F. Dieu, P. Suhard著、L'Harmattan、2008年）。本稿では、同調査で得られたデータの中から、被害者の状況に関するものを集めて提示し、被害者の特徴や被害届の提出と医学的確認の重要性に触れる。

2) タルヌ県における被害者の特徴

他県と同様、タルヌ県においても、夫婦間暴力に対する「既成概念」や「先入観」は的を射ていない。夫婦間暴力は貧困層特有のものではなく、全ての社会階層で起きている。最も貧困と生活不安定に苦しむ社会階層で多いとはいえ、あらゆる階層・文化層・年齢・学歴の女性が被害に遭っている。また、都市部でも田舎でも起きている。こうしたことから、性別・年齢・社会職業階層・婚姻状況・家族状況といった変数（分析項目）を軸にすることで夫婦間暴力の被害者の特徴を知ることができた。

- 性別 :

被害者の大多数（96.8%）が女性である。これは、全国平均値（98%）と一致している。タブーや既成概念を乗り越えて被害届を出す男性もいるということが示すように、男性も夫婦間暴力の被害者になっている。

- 年齢 :

夫婦間暴力は全ての年齢層で起きているが、60代に入ると殆どなくなる。被害を届け出た被害者のうち、60歳以上は4.3%である。また、25歳未満も少ない（7.1%）。反対に、数が多いのは、必然的に25～60歳になる。これを2つのグループに分けると、25～45歳で60.3%、46～60歳で28.3%である。このように、25～45歳の被害者が多く、被害者全体の3/5がこの年齢層の女性ということになる。この多さは、この年代が、「カップル間の仲違いや暴力を誘発する様々な重大な出来事（結婚・出産・失業・離別など）が起きる年代」と重なっているためである。

また、被害者は概して加害者よりも若い。これは、フランス人カップルの実態（暴力の加害者が主に男性であり、男性が年上のカップルが多数派である）と一致している。

ここ数十年間の夫婦間暴力の被害者の年齢の推移を見ると、現在把握されている被害者は、数年前に比べて若くなっている。これは、被害女性の年齢層が下がったのではなく、暴力被害を訴えるまでに何年も我慢しなくなったためだと思える。

- 社会職業階層 :

被害者の社会的特徴の詳細な把握にとって重要な変数（分析項目）である。最初に分かることは、この問題が全ての社会職業階層に及んでいる、ということである。

3) フランス南西仏地方に位置する県で人口約37万人である。県庁所在地は大聖堂、トゥールーズ＝ロートレック美術館で有名なアルビ（Albi）である。

まず、就業状況には大きな差がある。非就業もしくは無職の女性（50.5%）、被用者（18.5%）、中間管理職（12.5%）が多い。つまり、夫婦間暴力の被害者の81.5%が中間層と貧困層に属している。こうしたことから、経済的不安定が被害女性たちの弱さになっていることがわかる。

暴力を受けた後も共同生活を再開する女性が4人に1人（26.5%）もいるということを理解するためには、上記の点（他にもあるが）を考慮しなくてはならない。ただ、26.5%という数字は確定的な数字ではない。20.7%のケースで、暴力発生後の婚姻状況が調査によって判明していないからである。有罪判決が下ってから数か月たった時点であれば、割合は高くなる可能性がある。また、共同生活の再開は全ての階層の女性に関わることであり、刑事司法手続の種類や判決の内容による差は無い。子供の有無も、共同生活の再開を女性が決断する上で大きなウェイトを占めている。

・婚姻状況と子供：

暴力発生時の被害者の家族状況によって、裁判所は当事者間の関係を把握できる。「結婚している」カップルが55%、「夫婦同然の生活をしている」カップルが45%である。

また、78.5%のカップルに子供（1人：27%、2人：30.6%、3人：13.7%、4人以上：7.2%）がいる。この割合は、平均的な家族構成（女性1人につき子供1.8人）と一致している。つまり、子供の問題は、被害を届け出て挫折感（家族的挫折と個人的挫折）を倍増させてしまう女性の罪悪感を考えると、無視できないことである。女性は、子供や近親者の目に「家族分散を引き起こした唯一の責任者」と映りたくないとも考える。こうした全てのことが、女性が暴力的なパートナーと完全に別れることの難しさを説明している。従って、子供の存在は、女性が別れを決断する上で重要な要素であるが、裁判所が判断する上でも重要な要素である。このように、夫婦間暴力は、対象家族の未来を総合的に考慮する様々な分野の専門家の検討が求められる「家族の問題」なのである。

タルヌ県で夫婦間暴力の被害届を出した女性の特徴をまとめると、『過半数（全員ではない）は、25～45歳で、パートナーとは結婚している若しくは夫婦同然の生活をしており、子供は1～2人で、庶民階級に属する。非就業者が多い』となる。こうした社会的特徴から、被害者と加害者の関係の複雑さが見えてくる。この複雑さは、被害者の訴訟行為に必然的に影響を及ぼす。調査によって、「女性の経済的不安定」「子供の存在」「共同生活の再開」といった要素と絡んで事態が複雑化したケース（11%の女性が訴訟中に訴えを取下げている）が把握された。

2 司法手続きの開始と被害者

1) 被害届の提出と医学的確認

現在のパートナーもしくは元パートナーに対する有罪判決を得るために被害者は被害届を提出することができる。被害者によって被害届が取り下げられた場合、検事は加害者に対する訴追を維持することができる。夫婦間暴力の被害者は子供を連れて夫婦の住居を出ることができるが、このことが特に離婚等の際に非難の対象とならないようにするため、警察署に「記録書」(main-courante)を提出することができる。これにより、家を出たことが暴力を受けたこと因るものであったことを証明できる。こうした手続をおこなう際、被害者は支援団体による支援（住宅支援、権利に関する情報提供、相談など）を受けることができる。

被害届を出すということは、プライベート空間でおこなわれている夫婦間暴力から抜け出して夫婦間暴力を公的空間に持ち出す、ということである。従って、被害者が一つの大きなヤマを越えてそれまで囚われていた排除と恥辱と罪悪感の

プロセスから脱出しようとしている、と考えることができる。パートナーの態度の変化に対する希望を失い、自分の被害者としての立場を受け容れるのである。

被害者が「希望を失う」のは、少しずつであり、3つの段階がある。最初は、パートナーが「『僕』は変わらないよ」と言い、被害者はパートナーの態度に混乱し、起きていることに対する責任と罪悪を感じている。次の段階になると、被害者は「『これ』は変わらない」と思うようになり、パートナーと距離を置き始めるが、『これ』は運命であり、人とは関係がない。「彼は不幸な子供時代を過ごしたから」「彼は甘やかされて育った」「彼は希望通りに昇進できなかった」などと思うのである。そして、最後の段階になると、被害者は「『彼』はこれからも変わらない」と思えるようになり、罪悪感から解放され、起きたこと責任は加害者にあると考えられるようになる。ただ、被害者が加害者の支配から完全に解放されるのはまだ難しい。被害届を提出するのを拒んだり被害届を訴訟中に取下げたりする女性が珍しくないのは、このためである。この「行ったり来たり」は専門家にとって理解しにくいことであるが、被害者にとっては避け難いことのようにある。

被害女性は、暴力が激化することを心配して被害届の提出をためらって「記録書」や「調書」(procès-verbaux)に留めておこうと考えるが、暴力をふるう配偶者が「妻はおどしをかけているだけだ」と思うことはあっても被害届の提出によって身体的暴力は減る、ということが確認されている。しかしながら、一種の罪悪感から抜け出せずに被害届を取り下げる女性が半数以上に上る。従って、被害者の加害者に対する愛憎感情を考えると、被害届の提出は複雑なステップだということが分かる。

被害届を出すことで、被害女性は警察や裁判所と関わりを持つようになるが、これも重要なステップである。事情聴取において集まった情報(暴力の頻度・内容・経緯など)の正確さが捜査を左右するからである。その後、検察が次の手続へ進むか追加捜査を命じるかの判断をする。このように、被害届の提出は捜査の開始を意味するのである。

夫婦間暴力の被害者は、警察署で適切に迎え入れられなければならない。この時の対応が、被害届の提出の有無や被害届の内容を左右する。アメリカ人研究者B. Joyce Stephens氏とPeter G. Sinden氏は、夫婦間暴力の被害者25名との対談にもとづく研究(「Victims' Voices: Domestic Assault Victims' Perceptions of Police Demeanor」、*Journal of Interpersonal Violence*, vol.15, n°5, 534~547ページ)を2000年におこなっている。その研究の目的は、被害者たちが警察で感じたことを知ることであった。結果によれば、警察の対応を好意的に捉えた被害者たちは、「警察が自分の話に耳を傾けてくれた」「自分を信じてくれた」「真面目に聞いてくれた」「可能な選択肢や支援等に関する情報を与えてくれた」「理解と関心を示してくれた」と感じており、警察の対応を被害者たちが否定的に捉えたのは、警察官が「状況を過小評価した」「被害者を信じているような感じではなかった」「状況に無関心に見えた」ケースであった。こうした結果は、窃盗や強盗といった犯罪の被害者を対象とした他の幾つかのアメリカの研究の結果と一致している。従って、今さら感はあるが、警察官を対象に夫婦間暴力の問題の啓発をおこなって被害者たちへの対応の改善をおこなうことが重要である。

訴追に先がけ、被害者の話を聞くことは勿論のこと、診断書といった客観的資料で申告内容の裏付けをとることが重要である。タルヌ県のアルビ大審裁判所とカストル大審裁判所の場合、被害届の15%に診断書が添付されていない。「加害者の非の自認」「加害者の前科」「診断書」の3つに基づいて裁判所が訴追の是非を判断するにも関わらず、である。診断書は、暴力の程度と内容の両方を特定するのに役立つ。

アルビ検事局とカストル検察局でおこなわれた訴訟手続の大半は、一時的就業不能を伴わないものである（2005-2006年の訴訟手続の79.5%）。9日以上の一時的就業不能を伴う暴力事件は非常に少なく（3.2%）、8日以下の一時的就業不能を伴う暴力事件もやや少ない（17.3%）。暴力の重大さの評価は、犯罪成立の有無の客観的な判断要素である。また、一時的就業不能期間の評価は、犯罪行為の性質決定と刑の量定に直接的に影響する（軽犯罪としてしか扱われないが）。

一時的就業不能の判断は、医師が被害者と面接しておこなわれる。その程度は、被害者が仕事や日常の行為（食事・睡眠・入浴・更衣・移動など）を全くできない日数、という形で表される。この完全不能状態（＝社会生活継続不能と苦痛）は、身体的被害だけでなく、受けた暴力が原因の心的外傷が原因になっていることがある。一時的就業不能が無いからといって、暴力が無いとは限らない。また、医師による怪我の認定が、直ちに完全就業不能になるわけではない。

夫婦間暴力の被害届に添付された診断書を詳しく見ると暴力の性質が分かる。主な被害は、血腫・皮下溢血斑（39.9%）、紅斑・外傷・剥皮創・打撲傷（17.6%）、傷み（7.9%）、縫合跡・傷跡（6.8%）、外傷性障害（5.4%）である。また、「捻挫・脱臼」「パーソナリティ障害」「骨折」「ひっかき傷・水ぶくれ」の4つが確認できるが、全て合わせても診断書レベルで7.3%、怪我レベルでそれぞれ0.4～2.9%である。

診断書の精査の結果、外傷の内容と医師が評価した一時的就業不能期間の長さとの間には相関関係がある。このことは、夫婦間暴力の問題に取り組む専門家たちの討論や会議において繰り返し指摘されている。アルビ検察局とカストル検察局で得られた上記の数字は、医師が一時的就業不能期間を過小評価も過大評価もしていないことを示している。意見の対立がある時は、検察局は指定医療機関による診断を命じている。

2) 被害者保護とケア

提訴によって、被害者を保護する様々な措置が講じられる。これらの措置は、加害者が有罪判決を受ける前に実施されることもある。

- 保護命令：被害者に身の危険が迫っている場合、被害者から請求を受けた家族事件裁判官が保護命令を出すことができる。この命令により、加害者を被害者から遠ざけるための措置を講じることができる。これは特に被害者への接近や凶器の所持の禁止を目的としている。また、両者の別居が決定され、住居の使用権が被害者に与えられ、子供の親権についての判断が下される。保護命令書に記載されている措置は6か月間有効である。
- 加害者の退去：被害届が提出された後、裁判開始前の訴追の代替的措置の枠組において若しくは裁判後の執行猶予期間中の司法監督の枠組において、加害者は、特別な事情がない限り、共同生活をしてきた住居から退去しなければならない。
- 電話サービス「大きな危険」：夫婦間暴力の被害者が危険な状態に直面した時に専用のコールセンターに直接連絡できる携帯電話。連絡を受けたコールセンターは、必要に応じて警察に連絡をする。被害者が希望すれば位置特定も出来る。この携帯電話は、加害者の退去が命じられた場合に、6か月間（更新可能）検察から付与される。これは、夫婦間暴力が非常に激しいケースを対象とした制度である。被害者は検察が指定した支援団体によるフォローも受けられる。

夫婦間暴力に対する刑事罰は、その深刻度に応じて異なる。

- 軽度の暴力・単発的な暴力：共和国検察官は、加害者に対して不起訴処分を下し、被害者が認める場合には代替

刑罰措置⁴（刑事示談・遵法説諭・刑事調停）の決定を下すことができる。男女平等のための2014年8月4日付け法律にも、夫婦間暴力の加害者を対象とした「責任を自覚させる研修」（stage de responsabilisation）に関する規定がある。

- 身体的暴力：被害者が現在もしくは以前の配偶者・同居者・連帯市民協約パートナーの場合、刑は重くなる。

完全就業不能を引き起こさなかった暴力及び8日以下の完全就業不能を引き起こした暴力には、3年以下の禁錮及び45000ユーロ以下の罰金が科せられる。

9日以上完全就業不能を引き起こした暴力には、5年以下の禁錮及び75000ユーロ以下の罰金が科せられる。

頻繁に繰り返される暴力は「常習的暴力」と称される。8日以下の完全就業不能を引き起こした場合には5年以下の禁錮及び75000ユーロ以下の罰金が、9日以上完全就業不能を引き起こした暴力には10年以下の禁錮及び150000ユーロ以下の罰金が科せられる。

暴行致死の場合は、裁判所が単発的な暴力によるものだと判断した場合には禁錮20年、常習的暴力によるものだと判断した場合には禁錮30年が科せられる。

殺人及び殺人未遂の場合（＝殺意があった場合）、終身刑が科せられる。

- 精神的暴力・性的暴力：8日以下の完全就業不能を引き起こしたモラルハラスメントには、3年以下の禁錮及び45000ユーロ以下の罰金が科せられる。

強姦の場合には、禁錮20年が科せられる。

まとめ

調査によって、被害者の特徴及び夫婦間暴力の特殊性と結びついた様々な難しさ（職業的に不安定な状況、子供の存在、暴力を振るうパートナーに対する愛憎感情、被害届の提出と取下げ）がはっきりと浮かび上がった。被害者支援団体が果たす役割は大きい。支援は、ただ被害届の数が増えるようにすることではなく、被害届の提出を望む被害者が好ましい形で手続を進めることができるように支援することを目的としている。こうした情報が伝わることで、被害者がよく状況を考えて、家から出るための準備（少なくとも心の準備）を出来るようになるに違いない。

こうした専門的支援には2つの柱がある。「自立へ繋がる住宅・求職・子守関連の支援をおこなっている組織の紹介と諸手続を進める上での支援」と「状況に応じた精神的支援」である。個人面談やグループトークによる精神的支援は、暴力のメカニズムやサイクルを客観的に理解して加害者の支配から抜け出すために不可欠である。公的な被害者支援機構が無い場合、民間の被害者支援団体が、「夫婦間暴力の被害者の孤立の防止」「支援による不安全感の緩和」「加害者との衝突の予防や鎮静化のための手続の開始の支援」を担っている。

4) 犯罪行為が軽微で、被害者が同意している場合に、共和国検察官が提示できる措置。（刑事訴訟法典第41-2）

（付記）本稿は、科学技術振興機構社会技術研究開発センター（JST/RISTEX）の「安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築」研究領域における研究プロジェクト「親密圏内事案への警察の介入過程の見える化による多機関連携の推進」（研究代表者・田村正博当研究所長）による研究成果の一部である。

